

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、おい町環境基本条例（平成22年おい町条例第 号。以下「基本条例」という。）第3条に定める基本理念に基づき、町民等が健康で文化的な生活を営み、かつ、本町の美しい自然と風景を守り育むため、町、町民等及び事業者のそれぞれの責務を明らかにし、清潔で美しい心豊かな町づくりを推進することに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自然環境 基本条例第2条第1号に定める自然環境をいう。
- (2) 生活環境 基本条例第2条第2号に定める生活環境をいう。
- (3) 町民等 基本条例第2条第3号に定める町民等をいう。
- (4) 事業者 基本条例第2条第4号に定める事業者をいう。
- (5) 自動車 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「道交法」という。）第2条第9号に規定する自動車をいう。
- (6) その他の車両 道交法第2条第10号に規定する原動機付自転車及び同条第11号に規定する軽車両をいう。
- (7) 自動車等 前2号に規定する自動車及びその他の車両をいう。
- (8) ごみ 飲食料品を収納し、若しくは収納していた缶、瓶、紙パック、ペットボトル若しくはビニール袋類の容器、たばこの吸い殻、紙くず、家財道具、電化製品その他不要物で廃棄されたもの、飲食物の食べ残し若しくは人が飲食できなくなった状態の飲食物、腐敗した状態の植物若しくは野菜類又はペットの糞をいう。
- (9) 廃棄物 ごみ、燃え殻、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固体又は液状のもの（放射性物質及びこれに汚染された物を除く。）をいう。
- (10) 公共の場所 町内における道路、公園、河川、公共の建物その他公共の用に供される場所をいう。
- (11) 放置 定められた場所以外の場所に相当の期間にわたり置くことをいう。
- (12) 放置自動車 正当な理由なく公共の場所に放置されている自動車をいう。
- (13) 投棄 定められた場所以外の場所又は定められた方法以外の方法により捨てることをいう。
- (14) 空き地等 宅地又はこれに準ずる土地及び農地並びに建築物その他工作物、樹木で、現に利用されていないものをいう。
- (15) 管理不良の状態 空き地等において、次に掲げるいずれかに該当し、適正な管理がなされずそのまま放置されている状態をいう。
 - ア 廃棄物及び自動車等の投棄を助長すると認められるもの
 - イ 犯罪又は火災等の発生を誘発すると認められるもの
 - ウ 交通事故等の発生を誘発すると認められるもの
 - エ 周囲の景観を著しく損なっていると認められるもの
 - オ その他町民等の健康で安全かつ快適な生活環境を著しく阻害すると特に町長が認めるもの

第2章 廃棄物及び自動車等の投棄に対する措置

(町の責務)

第3条 町は、町民等及び事業者に対して、廃棄物及び自動車等の投棄及び放置の防止についての意識の啓発を行い、自主的な環境美化活動等を推進するとともに、町民等及び事業者と協力して必要な施策を定め、それを実施するよう努めるものとする。

(町民等の責務)

第4条 町民等は、日常から町内全域における生活環境及び自然環境並びに景観に対する美化意識を持ち、自ら生じさせた廃棄物については、町の指定する場所、方法及び事業者が設置する回収容器に収容する等により、環境美化に努めるとともに、町の実施する施策に協力するよう努めるものとする。

2 土地又は建物の所有者等は、土地又は建物を適正に管理し、廃棄物及び自動車等を不法に投棄され、又は放置されない環境づくりに努めるとともに、町の実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動によって生じる廃棄物の投棄及び放置の防止、回収による再資源化の促進及び消費者に対する環境美化意識の啓発に努めるとともに、町の実施する施策に協力するよう努めるものとする。

2 容器入り飲食物品を販売する事業者は、ごみを散乱させないよう販売する場所（自動販売機を含む。）に回収容器を設ける等、その周辺の環境美化について適正に管理しなければならない。

(禁止行為)

第6条 町民等又は事業者は、公共の場所に廃棄物又は自動車等を投棄し、又は放置してはならない。

(勧告)

第7条 町長は、前条の規定に違反した者が判明したときは、その者に対して期限を定めて廃棄物又は自動車等の撤去を勧告するものとする。

2 町長は、自動車を放置自動車と認定したときは、その内容に関係機関に通報する等適切な措置を講ずるとともに、所有者が判明したときは、当該所有者等に対し、期限を定め、その放置自動車を撤去するよう勧告するものとする。

3 町長は、第5条第2項の規定に違反している事業者に対し、期限を定め、回収容器を設置し、又は販売する場所の管理等における適正な措置を講ずるよう勧告するものとする。

(命令)

第8条 町長は、正当な理由がなく前条第1項の規定による勧告に従わない者に対し、期限を定めて廃棄物及びその他の車両を撤去するよう命令することができる。

2 町長は、正当な理由がなく前条第2項の規定による勧告に従わない者に対し、期限を定めて放置自動車を撤去するよう命令することができる。

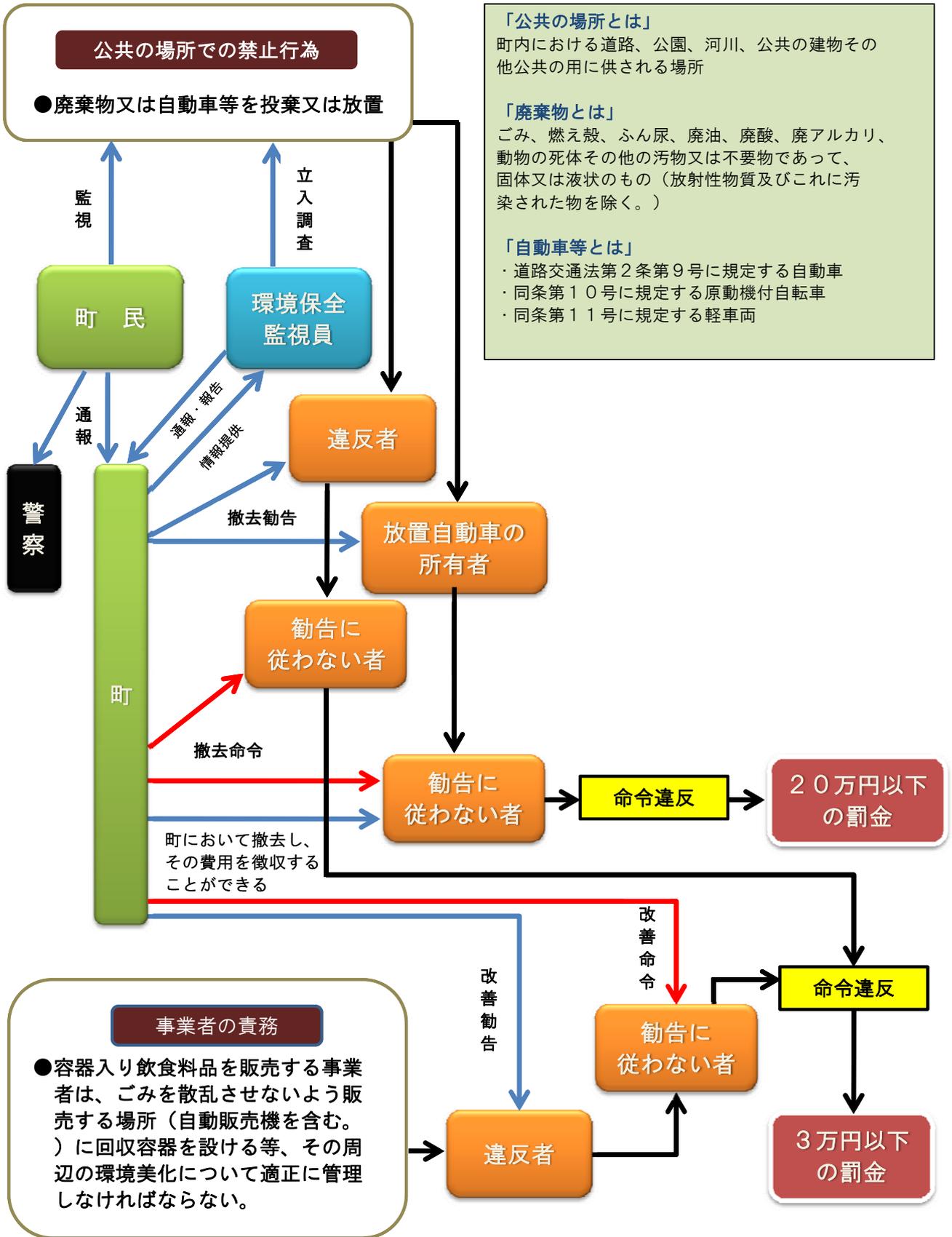
3 町長は、正当な理由がなく前条第3項の規定による勧告に従わない者に対し、期限を定めてその勧告に従うべきことを命令することができる。

(放置自動車の撤去等)

第9条 町長は、前条第2項の規定による撤去命令を受けた者が、その定める期限内に撤去しない場合は、町において放置自動車を撤去することができる。

2 町長は、前項の規定による撤去に要した費用の実費を放置自動車の所有者又は使用者から徴収することができる。ただし、やむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

3 町長は、放置自動車の所有者は判明したが、その者の行方がわからないときは、前条第2項の規定による撤去命令を民法（明治29年法律第89号）第98条に規定する公示の方法により行うものとする。



第3章 空き地等に対する措置

(所有者等の責務)

第10条 所有者等は、空き地等が管理不良の状態となり、周辺の住民の快適な生活環境を阻害し、又は周囲の景観を損なうことがないよう廃棄物又は雑草の除去、害虫の駆除、建築物その他工作物の保持又は解体等の必要な措置を講じ、常に適正に管理しなければならない。

(指導及び勧告)

第11条 町長は、空き地等が管理不良の状態にあると認めるときは、当該所有者等に対し、廃棄物又は雑草の除去その他改善に必要な指導を行い、又は期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(命令)

第12条 町長は、前条による指導又は勧告に従わない者に対し、期限を定め必要な措置を講ずるよう命令することができる。

所有者等の責務

●所有者等は、空き地等が管理不良の状態となり、周辺の住民の快適な生活環境を阻害し、又は周囲の景観を損なうことがないよう廃棄物又は雑草の除去、害虫の駆除、建築物その他工作物の保持又は解体等の必要な措置を講じ、常に適正に管理しなければならない。

「所有者等とは」

町内に有する空き地等の所有者又は管理若しくは使用について権限の有する者

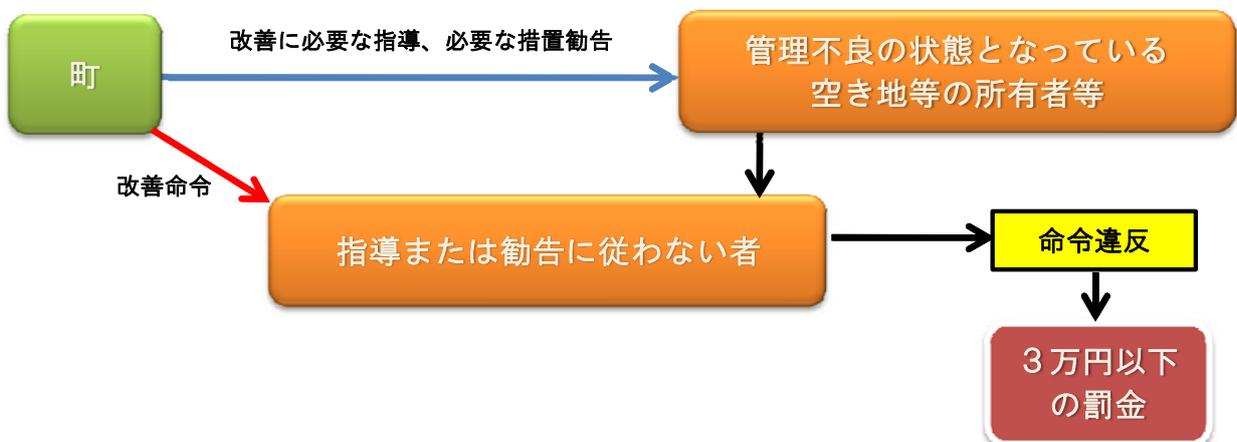
「空き地等とは」

宅地又はこれに準ずる土地及び農地並びに建築物その他工作物、樹木で、現に利用されていないものをいう。

「管理不良の状態とは」

空き地等において、次に掲げるいずれかに該当し、適正な管理がなされずそのまま放置されている状態をいう。

- ・ 廃棄物及び自動車等の投棄を助長すると認められるもの
- ・ 犯罪又は火災等の発生を誘発すると認められるもの
- ・ 交通事故等の発生を誘発すると認められるもの
- ・ 周囲の景観を著しく損なっていると認められるもの



第4章 河川に対する措置

(町の責務)

第13条 町は、河川の管理者並びに町民等及び事業者と協力して、河川の水質及び景観の保全並びに生態系の多様性の維持及び形成に努めなければならない。

2 町は、河川における水質検査等の調査を定期的実施し、その結果を広く広報するよう努めなければならない。

(町民等の責務)

第14条 町民等は、河川の水質及び景観の保全並びに生態系の多様性の維持及び形成に支障を及ぼすことのないよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第15条 事業者は、その事業活動が河川の水質に与える影響を十分に考慮し、水質の汚濁防止等に努め、自ら進んで水質の保全に必要な措置を講じるよう努めなければならない。

2 事業者は、前項に定めるもののほか、町が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

第5章 監視等の体制の整備

(環境保全監視員)

第16条 町は、環境の状況を把握し、環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視又は巡視（以下「監視業務」という。）の体制の整備に努めるものとする。

2 町長は、環境保全監視員（以下「監視員」という。）を任命し、監視業務を行わせることができる。

3 監視員は、環境の保全上の支障を防止するため、町長が特に必要があると認めるときは、立入及び状況の調査を行い、関係者に対して必要な指示及び指導を行うことができる。

4 監視員は、環境の保全に支障を及ぼすおそれがある行為を行っている者に対し、町長の指示により、当該行為の中止を命ずることができる。

5 監視業務を行う監視員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

(違反行為の防止、監視等)

第17条 町民等又は事業者は、廃棄物及び自動車等の投棄及び放置を監視するとともに、悪質な行為については警察又は町に通報する等により、環境を保全するよう努めるものとする。

第6章 雑則

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第7章 罰則

(罰則)

第19条 第8条第2項の規定による命令に従わなかった者は、20万円以下の罰金に処する。

2 第8条第1項、同条第3項及び第12条の規定による命令に従わなかった者は、3万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第20条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条に規定する違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、前条の罰金刑を科する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年9月1日から施行する。ただし、第19条及び第20条の規定は、平成23年3月1日から施行する。

(ごみ投げ捨て禁止条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) ごみの投げ捨て禁止条例（平成15年名田庄村条例第14号）

(2) 清らかな南川づくり条例（平成15年名田庄村条例第15号）

(3) 空き地等の適正管理に関する条例（平成15年名田庄村条例第16号）

(経過措置)

3 この条例の施行前にした前項の規定による廃止前の前項各号の条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。